

イラスト 人権

あなただったら・・・？

解説集
(*Teacher's Manual*)

「イラスト人権 あなただったら・・・？」book 2 は、解説集です。これは、ティーチャーズ・マニュアルとしても使えます。

book 1 のイラストについて、人権という観点での問題点を明らかにしながら、それを多くの人が集まった場で利用して学ぶときの手引きとして利用できるようになっています。イラスト1枚ずつに、実際に教室や研修会でどう使うことができるかの展開例やワークシート例もありますので、参加者の年齢層や目的にあわせて、ご活用ください。

book 2 もくじ

book 2 のまえがきと、もくじ

- 1) 人権の教育が必要な理由
- 2) 9枚の絵 解説と展開
- 3) 授業やワークショップを開くには
- 4) 授業・ワークショップ 事例集

1) 人権の教育が必要な理由

昔から、人権と教育は、深いところでしっかりつながっていると考えている人たちがいました。でも、21世紀の若い人にはびっくりされそうですが、そう思う人が増えてきたのは、ずいぶん最近のことなのです。

Aさん「人権って、気持ちの問題でしょ？ ヤサシサ、みたいな。」

Bさん「個人の価値観で違うんじゃないかなあ。他人が口出しするものでなくて。」

Cさん「ほっとけば、そのうち人権侵害なんてなくなるよ。」

Dさん「難しい話だから、その手の専門家に任せとけばいい。」

Eさん「・・・・・・・・関係ない。」

教えにくいことなのは、確かでしょう。それに、「自分自身で本当にわかっているの？」と聞かれたら、それに自信満々で答えるとは、なかなかいきそうにありません。それでも、上の5人のような誤解（みんな、实例をみれば、そうではなかったことがみえてきます）をそのままにしておいては、困ったことがたくさん出てきてしまいます。これから起きるかもしれない事件を予防するワクチンとして、教育の役割が期待されています。

大きいところから、考えてみましょう。

「人類にとって、“教育” とは何であるか？」

個人の話なら、進学・生活・就職といったところでしょうが、地球社会の側からはどうだと思いますか。

ここでは、ふたつの文章を紹介します。

「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の教科を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。」（世界人権宣言第26条2）

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。・・・・文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならぬ神聖な義務である。・・・・よって平和は、失われたいためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。これらの理由によって、この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与えられ、・・・・」(ユネスコ憲章前文より)

お読みになっての通り、教育とは何より平和のためのものである、という考えが基本となって、世界のさまざまな動きへとつながっています。私たちの暮らす日本でも、この世界共通の大きな流れの中で考える人が増えてきています。

そうはいつでも、疑問がわいてくるところです。「平和のための教育という言葉はきれい。でも、具体的には、どうすればいいの？」

・・・さあて、困った。具体的答えなんて、無いのだから。

あ、目の錯覚でも読み間違いでもありません。本当に、答えが無いのです。これ一錠飲めばスッキリ完治、みたいな特効薬があったらいいんですけどね。つまり、“平和”をひとつの科目として独立して学ぶというのではなく、いろいろな学びのなかに、みな少しずつ溶けこんだ形といえいいのでしょうか。たとえば、料理に含まれる塩分みたいなもので、目立たないかもしれないけれど、なくなるとマズイ！

塩のように、人類共通に大切な要素は何だろうと、多くの人々が考え、悩み、相談しながら、ようやくたどりついたものがあります。それが、「人権の普遍性」です。人権というとき、自分の・自分たちの権利を主張することと思っているのでしょうか。でも、そのような個別の人権論だと、エゴのぶつかり合いになって平和作りの役には立たなかった歴史があります。それで、「自分だけ特別扱いするのをやめようではないか」という方針を考えました。これが、普遍性です。

- ・自分について守りたいことは、相手についても守る。
- ・自分と似ている人も、似ていない人も、権利は同じだ。(言葉とか、宗教とか)
- ・近くの知人も、遠くの知らない人たちも、命の大切さに違いはない。
- ・好きなことと、好きでなかったりよく知らないことの間には、価値の上下をつけない。

普遍的人権という考えのもとでは、「他人の・相手の権利を主張し尊重すること」が大切になります。みんながそうしていけば、きっと平和につながると期待して、1974年のユネスコ勧告以降、教育の世界的な流れは、はっきりと脱エゴイズム・脱ナショナリズムを意識したものになりました。

千里の道も一歩から、といます。世界の平和も、自分自身から。そして、目の前の人から。あなたが先生でしたら、さまざまな場面で、生徒さんが、他人のために考え行動することを大切にできるよう、導いてあげてください。それが、人権教育のもっとも大切なところですから。

2) 9枚の絵 解説と展開

学習をすすめるにあたって

参加型学習の一般的な展開では、参加者の個人的な日常の事柄と結びつけるところから始めて、その後に少しずつ考える範囲を広げていくという順序です。しかしながら、この冊子では逆に、まず一般論から絵を使って考え始めるようになっています。これは、テーマが「人権」であるため、個人的な記憶と直接結びついたとき、特につらいものであるほど、言葉に出しにくくなってしまうことがあるからです。また、身の回りのことから入ると、つい自分に心地良い、または都合の良いことを求めてしまう恐れもあります。このような誤解には、じゅうぶんに注意を払う必要があるでしょう。普遍的な人権という考え方は、自分を甘やかすものではなく、むしろ「寛容」の心を保ち状況を受け入れる度量の大きさを求める思想です。それは客観的で共通・公平なルールですから、双方に忍耐を要求する場面も珍しくはないものです。

客観的共通ルールとしての人権を学んでから、時間が許すようでしたら、その次の段階として、日常の身近な事柄と結びつけたり、参加者の個々の経験とつなぎ合わせたりする学びへと進むことができるとすばらしいと思います。

参加型学習をおこなう際に、先生やファシリテーターとして気をつけたい事柄を3つ、挙げておきます。

(1) 自分がしゃべりすぎない。

話しあうのは参加者です。最初の説明をしたら、聞き役になりましょう。

(2) 途中で、自分の考えを言ってしまわない。

活発な意見交換を止めてしまう危険があります。

(3) 参加者の意見を否定しない。

「とんでもない意見」が出て、多くの場合、他の参加者がそれに対する発言を出してくれます。様子を見ながら進めましょう。

そして、時間が許すなら、最後に「ふりかえりの時間」を取ってください。人権に関する個人的な記憶や想いは、簡単には言葉にあらわせないことが多いものです。ゆっくりと自分自身の考えをまとめる時間を設けたいものです。

次ページに、ふりかえりの時間のワークシート用紙例を掲載しておきますので、参考にしてください。

<今日のふり返し>

_____年 月 日

()年 ()組 氏名 ()

(1) 今日の授業で、印象に残ったことや深く考えたことを書いてください。

(2) 今日の授業が終わった今の時点で、人権に関して、気になることや疑問に感じるものがでてきていたら、書いてください。

(3) 自分自身が、能動的に参加して話したり考えることができたでしょうか？

イラストを使った展開の、手順

基本的な展開は、以下のような順序になるでしょう。

展開 基本パターン

- (1) 導入の話をする。
- (2) イラストを見せる。人権上の問題点を、しばらく考えてもらう。
(このときに、book 1が配られるか、白紙のメモ用紙が必要)
- (3) 参加者に、話しあってもらおう。
- (4) 世界人権宣言の30条の条文と、照らし合わせてみる。
(条文は book 1 に載っているなので、コピーして使えます)
- (5) その日のねらいと考え合わせながら、まとめたり次の活動に進む、など。
- (6) 最後に、ふりかえり。

次のページからは、イラストそれぞれの解説と、使用例です。

以下のような構成になっています。

- (1) イラストのねらい、世界人権宣言の条項、さらに問いかける際の質問例 など
- (2) 授業展開の例
- (3) ワークシートの例

これは、あくまでも参考資料ですので、それにしたがう必要はなく、自由に扱ってくださってかまいません。世界人権宣言の条文と照らし合わせるべきだとか、ワークシートをそのまま使わなくてはならないとかは、ありません。ワークショップで実際にこの絵と関わりの深そうな条文を考えてもらうと、この解説を越えていろいろな意見が出てきますし、その理由を聞くと、最初は意外に思えた結びつきも納得できていたりして、興味深いものです。

<イラスト1 貧困・不平等>

(book 1 ページ)

食料が手に入らない問題。それは、災害、紛争、異常気象など、いろいろな原因で起こっています。個人的な努力では手も足も出ない困難に直面している人が大勢います。



「なぜ、働かないの?」「食べたかったら、仕事すればいいのに。」という質問をする小・中学生は、少なくないことでしょう。(大人でもかなり存在するようです) 現実には、働きたくても、機会や場が失われていることが多く、たとえば紛争や戦争が発生すれば、何万人もがいっせいに避難民となり、衣・食・住に困ってしまいます。

<世界人権宣言の条文から 例>

3条 だれもが、自由に安心して暮らせるようにしましょう。

22条 社会は、一部でなくすべての人の暮らしを守るためのものです。

23条 (1)自分で仕事を選び、働くことができます。

(2)給料は公平にもらえます。

(3)たくさん働いても給料が安くて暮らせないというのはいけません。

食べるということに不安がないのは、すばらしいことです。そして、しばしば大人にとって、子どもに充分食べさせることができないと、自分への自信や誇りを失わせ、心の傷を残すといわれています。

<問いかけの、例>

(1)働きたいのに働く機会がない人の例を、考えてみましょう。

(2)安心できる暮らしと、平和な暮らしとの関係について、話しあいましょう。

展開例

ねらい：

さまざまなテーマの導入に使えるイラストです。たとえば、「飢餓」「貧富の格差」「援助」「開発」「南北問題」「災害・救援」「環境の変化・破壊」などを考えるきっかけにできるでしょう。

ここでは、「紛争と食糧不足」というテーマの展開例を紹介します。

用意するもの：磁石、紛争地域・飢餓地域のデータ

展開例：

「イラストを見せ、人権上の問題点をしばらく考えて、話しあってもらい、発表。」

「世界人権宣言の30条の条文と、照らし合わせてみる。」

この段階を終えてから、次のように進めることができるでしょう。

・黒板に、簡単な世界地図を描くなどして、そのうちのどこで飢餓が起こっているかを紹介する。もし、色違いの磁石が二種類用意できれば、片方の色磁石を、飢餓が起きているところにはるとよい。

・相談しながら、参加者達に、今、紛争が起こっていると思うところに、もう一方の色の磁石をはっていってもらおう。そうすると、紛争地域と飢餓地域が、かなり重なることが目で確かめられる。

・次に、「戦争・紛争が原因で起こる飢餓」があるが、どうして戦争や紛争が飢餓を引き起こすのかを、考える。しばらく考えたら、グループごとで話し合い、発表する。

・（時間に余裕があり、参加者達が感覚的に把握する段階を入れたいときの、例）
紛争地帯では、働きたくても働くことができない。つまり、イラストの一番左の豊かな人も、紛争になれば、たちまち一番右の状況になる。そこで、たった今紛争が発生して、自分の家が壊れ、銀行も交通手段もなくなって、参加者たちは今いる教室で生き残ったとする。その設定で、部屋にある食品（バッグのお菓子など）をひとつの机の上に集める。それを、どのように分けるか、その分け方を皆で検討する。

・・・できるだけ、最後に<今日のふりかえり>を配って、やりましょう。

<イラスト1 ワークシート>

1) このイラストをみて、人権という考えからは問題があるとあなたが思うことを考えて、個条書きにしましょう。

2) 世界で、戦争や紛争がおこなわれている地域はどこでしょうか？ できるだけたくさん思い出して、書いてください。

3. 戦争と飢餓

(a) 戦争や紛争がある地域では、どうして飢餓が起きやすいのかを推測してあなたの考えを書いてください。

(b) 周囲の人と話しあって、自分も納得できると思った意見をメモしましょう。

<イラスト2 難民>

(book 1 ページ)

身に危険が迫って、住み慣れた土地から避難せざるをえない人たちが数多く存在します。いま、そのような人たちに、どれだけ安全な生活を提供できているのでしょうか。世界を見まわすと、人の保護に関心の高い国と、低い国があるといえます。



外国から避難してきた人たちを、大切に区別なく扱っていくことは、国際的な約束となっているにもかかわらず、あまり守られていないようです。しかし、ダブル・スタンダードはいつまでも続けてよいものではありません。

<世界人権宣言の条文から 例>

1条 生まれたときから、みんな自由で平等です。

2条 ですから、どこでどう生まれたかで差別があってはおかしいのです。

14条 (1)危ない目にあっている人は、外国へ避難できます。

22条 社会は、一部でなくすべての人の暮らしを守るためのものです。

28条 この宣言に書かれていることは、世界中で同じように守るものです。

<問いかけの、例>

(1) あなたの国では難民を年に何人受け入れているかを調べてみましょう。その数字は、多いと思いますか、それとも少ないと思いますか。

(2) あなたは、他の国々と比較した上で、あなたの国が受け入れるべき人数はどのくらいが適切だと思いますか。(ゼロを含めて)

(3) あなたの国は、難民としてやってきた人たちに親切で暮らしやすいと思いますか。暮らしやすいだろうと思うこと、暮らしにくいだろうと思うことを挙げましょう。

展開例

ねらい：

これは、「難民」をテーマにしたイラストです。このさきは、「難民とは、どのような人たちだろう」「難民はどうして生まれるのか」「難民の受け入れについて」といったテーマや、「平等な権利という原則と難民」という法的な角度からの勉強にもつながります。難民の基礎知識をテーマにした展開例を紹介します。

用意するもの：難民に関するデータ（UNHCRのホームページなどに、最新データあり）

展開例：

「イラストを見せ、人権上の問題点をしばらく考えて、話しあってもらい、発表。」

「世界人権宣言の30条の条文と、照らし合わせてみる。」

この段階を終えてから、次のように進めることができるでしょう。

- ・ワークシートA を使って、基本的な知識を学ぶ。（ ）の中は2003年度。
「難民の人数は、何人くらいいると思いますか。」（約2,000万人）
「一年に、難民をもっとも多く認定している国はどこで、何人だと思いますか。」
（アメリカ合衆国 約28,000人）
「日本は、一年に何人くらいの難民を受け入れていると思いますか。」（10人）
「世界地図上で、難民が大勢出ていると思う地域に、○をつけてみましょう。」

難民の発生した国 （ 人数 ） 2005年1月 UNHCRのホームページより

1. アフガニスタン (2,084,900人)
2. スーダン (730,600人)
3. ブルンジ (485,800人)
4. コンゴ民主共和国 (462,200人)
5. ソマリア (389,300人)
6. パレスチナ (350,600人)
7. ベトナム (349,800人)
8. リベリア (335,500人)
9. イラク (311,800人)
10. アゼルバイジャン (250,500人)

最初は、推測してもらおう。その後、答え合わせ。

・ワークシートBの前に、「この中で、難民と出会って、お話をした経験のある人は、いますか？」と聞いてみるのもいいだろう。

(ア)学校の教室などでは、ひとりも手が上がらない可能性が高い。その場合は、誰も会ったことがない、ということを確認して、どうして日本ではそんなに少ないのか、ということを考えるきっかけにする。

(イ)ひとりでもいたら、どんな人だったか、話をしてもらおう。(嫌がったら、無理はしない)参加者がテーマを身近に感じながらこの先を進められる。

(ウ)有名な難民(アインシュタインなど)のことを調べておき、ここで話をする 것도できる。

・ワークシートBを使って、考え、話しあおう。

「日本を、他国の数字と比較して、ふたつのことを考えましょう。」

(ア)「なぜ、日本の数はこれほど違うと思いますか。推測してください。」

(イ)「日本は、どのくらいが適切な人数だろうと思いますか。」

「難民条約を読むと、難民の子どもたちは行き先で同じ教育水準を保証しようという国際的な取り決めになっていることがわかります。それでは、次の状況で、何が必要かを考えて書きましょう。」

状況：

あなたは、中学校の先生です。来週から、難民のAくんがあなたの学校の生徒として通うこととなりました。さて、その準備として、何が必要でしょうか？ 思いつくことができるだけ多く書いてください。

これは、グループで話しあって、それを黒板や模造紙などに発表してもらい、最後に、「あなたが難民だったら、どの学校に行きたいですか？」という問いかけをするとよいだろう。

難民生徒の受け入れ準備は、いろいろなことが考えられる。通訳・翻訳など言葉の面、教科内容、クラスメートとなる生徒へどんな話をしておくかといった要素もあれば、名簿など事務面でも配慮が必要である。それらを、相談しながら考えることで、人々を受け入れることについて考えるし、それはまた自分が受け入れてもらう場合について理解することでもあるだろう。

<イラスト2 ワークシートA>

- 1) 難民の人数は、世界中に何人くらいいると思いますか。(世界の人口は64億人)
- 2) 一年に、難民をもっとも多く受け入れている国はどこで、何人だと思いますか。
- 3) 日本は、一年に何人くらいの難民を受け入れていると思いますか。
- 4) 世界地図上で、難民が大勢出ていると思う地域に、○をつけてみましょう。



- 5) 難民と出会って、お話をした経験はありますか？ どんなひとでしたか？

<イラスト2 ワークシートB>

受入数の多い国と、日本

難民申請数（認定数） 2003年度

| | | | |
|--------|----------------|------|----------------|
| アメリカ | 60700人（28420人） | オランダ | 13400人（170人） |
| ノルウェー | 16000人（1630人） | カナダ | 31900人（10730人） |
| スウェーデン | 31300人（940人） | 日本 | 336人（10人） |

1951年の難民条約は、難民を「人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいると迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義しています。（UNHCRのホームページより）

また、難民条約に加入した国は庇護を求める難民を受け入れ、保護する義務があります。強制送還しない、子どもは保護国の教育を授ける、などと決まっています。

1) (ア) 「なぜ、日本の数はこれほど少ないと思いますか。推測してください。」

(イ) 「日本は、どのくらいが適切な人数だろうと思いますか。」

2) 難民条約では、難民の子どもたちには行き先で同じ教育水準を保証するという取り決めになっています。では、次の状況で何が必要かを考えて書きましょう。

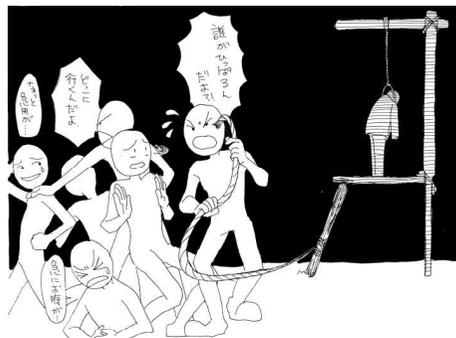
状況：

あなたは、中学校の先生です。来週から、難民のAくんがあなたの学校の生徒として通うこととなりました。さて、その準備として、何が必要でしょうか？ 思いつくことをできるだけ多く書いてください。

<イラスト3 死刑執行>

(book 1 ページ)

死刑が執行されようとしている場面です。
あまり目を向けられないところですが、現実問題として、「誰かが、殺さなくてはならない」というのが、死刑という制度です。



死刑そのものが「残虐な刑罰」に当たるものとして、多くの国で廃止されています。いまだに残っているのは、2004年時点で74カ国だけです。日本は、例外的な国となりつつあります。ここでは、「執行者」について考えてみましょう。

<世界人権宣言の条文から 例>

3条 だれもが、自由に安心して暮らせるようにしましょう。

6条 法律は、だれでもどこにいても等しく働くものです。

7条 法律は、すべての人を、平等に守ります。

執行者は、しばしば、心に深い傷をおいます。(元刑務官の手記が、多数入手可能) 罪のない彼らを守っていないし、ひどく苦しめている制度です。

<問いかけの、例>

「以前、アムネ스티に、インドで死刑執行が延期されたニュースが入ってきました。前日からすっかり青ざめて、夜も眠れなかった様子の若者は、処刑場へと近づくにつれ明らかに様子がおかしくなっていき、とうとう、恐怖のあまり入り口で気を失って倒れてしまったそうです。・・・彼は、死刑囚を銃殺するよう前日に命じられていた兵士でした。」

これは実話です。この兵士について、思ったことを意見交換しましょう。

(1) この兵士は、人を撃てるようになる努力をすべきだと思いますか。

(2) 人を殺さない権利、というものがあるのでしょうか。

展開例

ねらい：

死刑の是非については、客観的な知識の積み上げでなく、最初から「賛成」「反対」の片方に自分の立場を決めてしまう人が多いのですが、これもまた、本来は両方の立場を知った上で判断する必要があります。双方が話し合い理解し合うという姿勢が、どのような問題についても解決のためには大切といえるでしょう。

用意するもの：

展開例：

このイラストに関しては、最初に、死刑に関する基礎知識を共有する段階を入れた例を紹介します。教員・ファシリテーターは、自分の意見を知られてしまわないように、注意してください。賛成、反対のどちらであろうと、それがわかると後の展開に影響がでてしまいます。途中で聞かれたとしても、あくまで中立でワークシートBまで進めてください。

・ワークシートAを配り、書いてもらう。

「現時点で、あなたの国には、死刑は存在しますか？ あるとしたら、どのような処刑の方法をとっていますか？」

日本には存在し、絞首刑である。

「世界には、さまざまな死刑執行の方法があります。しばしば『人道的な方法が望ましい』と言われますが、あなたは、どのような方法が人道的と呼ばれていると思いますか。

(参考) 処刑の方法 2000年以降、死刑は次のような方法で執行されている。

- 斬首 (サウジアラビア、イラク)
- 電気処刑 (米国)
- 絞首刑 (エジプト、イラン、日本、ヨルダン、パキスタン、シンガポール他)
- 致死薬注射 (中国、グアテマラ、フィリピン、タイ、米国)
- 射殺 (ベラルーシ、中国、ソマリア、台湾、ウズベキスタン、ベトナム他)
- 石打ち刑 (アフガニスタン、イラン)

「死刑を存置すべきという意見の理由として考えられるものを個条書きにしましょう。」よく出てくるものとして、

人を殺したら、同じように殺されるのが平等だ

犯罪抑止力になるはずだ
被害者感情として、死刑を望むはずだ
無期懲役だと、費用がかかる
死刑になるような犯罪をおかす者は、教育によって矯正できない

「死刑を廃止すべきという意見の理由として考えられるものを個条書きにしましょう。」
よく出てくるものとして、

死刑も人殺しであり、人殺しはすべて良くない
無実の人に死刑判決が出ることがある
世界的には死刑廃止の流れである
統計上、犯罪抑止力にならない
犯罪者を生かして後悔させたいと考える被害者家族がいる

- ・ワークシートAが終わったところで、イラストを見せて、考えてもらう。
「イラストを見せ、人権上の問題点をしばらく考えて、話しあってもらい、発表。」
「世界人権宣言の30条の条文と、照らし合わせてみる。」

・ワークシートBでは、このイラストのように死刑執行を命ぜられた人に焦点を当てる。
ワークシートBをまず記入してもらってから、以下の事柄について意見交換してもらう。
教員・ファシリテーターは、中立を保ちながら司会をする。

「以前、アムネスティに、インドで死刑執行が延期されたニュースが入ってきました。
前日からすっかり青ざめて、夜も眠れなかった様子の若者は、処刑場へと近づくにつれ
明らかに様子がおかしくなっていき、とうとう、恐怖のあまり入り口で気を失って倒れ
てしまったそうです。・・・彼は、死刑囚を銃殺するよう前日に命じられていた兵士で
した。」

これは実話です。この兵士について、思ったことを意見交換しましょう。

(ア)この兵士は、人を撃てるようになる努力をすべきだと思いますか。

(イ)人を殺さない権利、というものがあるでしょうか。

(ウ)死刑は「法で定めた、正しい殺人」という位置づけですが、執行者にとっては大きな
心の負担となって残るといわれています。死刑が存在する状況では、死刑執行をした人
への精神的ケアや補償としては、どのようなことが必要だと考えますか。

・この冊子を作ったアムネスティは死刑廃止を目指しているが、このワークシートでは、現実にある状況を元にして、「深く考えること」に主眼をおいているので、この段階まで特に誘導はしない例を挙げた。これに従わなくてはならない、というものではない。

死刑廃止を訴えるならば、以下のデータや、アムネスティ・死刑廃止チームのホームページなどにデータがある。

(1) 死刑存置国と廃止国の数の変化

(表を挿入)

(2) 抑止力

(3) 被害者感情

(4) 国際的な流れ

『国連では、1989年に死刑廃止条約（市民および政治的権利に関する国際人権規約（1967）の第二選択議定書）が成立し、すでに35カ国が批准、1国が署名し、条約は発効している。この条約は、死刑の廃止が人間の尊厳の向上と人権の漸進的發展に寄与するとの信条に基づいている。国連の人権委員会によって日本政府は死刑の廃止に向けた要請を受けている。』

<イラスト3 ワークシートA>

1) 「現時点で、あなたの国には、死刑は存在しますか？ あるとしたら、どのような処刑の方法をとっていますか？」

2) 「世界には、さまざまな死刑執行の方法があります。しばしば『人道的な方法が望ましい』と言われますが、あなたは、どのような方法が人道的と呼ばれていると思いますか。」

(参考) 処刑の方法 2000年以降、死刑は次のような方法で執行されている。

- 斬首 - 電気処刑 - 絞首刑 - 致死薬注射 - 射殺 - 石打ち刑

3)

(ア) 「死刑を存置すべきという意見の理由として考えられるものを個条書きにしましょう。」

(イ) 「死刑を廃止すべきという意見の理由として考えられるものを個条書きにしましょう。」

<イラスト3 ワークシートB>

「以前、アムネ스티に、インドで死刑執行が延期されたニュースが入ってきました。前日からすっかり青ざめて、夜も眠れなかった様子の若者は、処刑場へと近づくにつれ明らかに様子がおかしくなっていき、とうとう、恐怖のあまり入り口で気を失って倒れてしまったそうです。・・・彼は、死刑囚を銃殺するよう前日に命じられていた兵士でした。」

これは実話です。この兵士について、思ったことを意見交換しましょう。

(ア) この兵士は、人を撃てるようになる努力をすべきだと思いますか。

(イ) 人を殺さない権利、というものがあるでしょうか。

(ウ) 死刑は「法で定めた、正しい殺人」という位置づけですが、執行者にとっては大きな心の負担となって残るといわれています。死刑が存在する状況では、死刑執行をした人への精神的ケアや補償としては、どのようなことが必要だと考えますか。

<イラスト4 武力行使の応酬>
(book 1 ページ)

せりふが無ければ、単なる殺しあいの場面です。
ところが、言っているのは、自分の権利を行使するぞという主張です。



<世界人権宣言の条文から 例>

3条 だれもが、自由に安心して暮らせるようにしましょう。

これは、絵の場面と正反対ですね。

1条 生まれたときから、みんな自由で平等です。

2条 ですから、どこでどう生まれたかで差別があってはおかしいのです。

平等に差別なくというからには、殺す人と殺される人に分けてはいけません。

28条 この宣言に書かれていることは、世界中で同じように守るものです。

29条 (2)他の人に迷惑のかからないようにしましょう。

(3)こじつけや言いわけにこの宣言の内容を使ってはいけません。

自分たちの権利を主張しながら、他人の権利を否定することには、矛盾があります。

30条 この宣言は、いつでも・どこでも・だれでも、守るものです。

例外はありません。

そのうち守るから、今は臨時だから、などのいいわけに説得力はありません。

<問いかけの、例>

さらに参加者の議論を深めてもらうには、次のような問いかけができるでしょう。

(1)この絵を見て、記憶の中で思い当たる実際の出来事がありますか。あれば、それを発表してください。

(2)どうしても避けられない戦いというものはあるのでしょうか。

あるとしたら、どのようにそれを限定するべきなのでしょう。

(3)「復讐」を権利とするか、権利に含めてはいけないのか、どう考えますか。

展開例

ねらい：

これは、「権利」「戦争」「平和」を直接考えるきっかけになる場面です。

自分の権利を主張することが他者の権利を否定する状況は、このイラストのようにそれが生存権であっても、現実にはよく起こっています。この状況を乗り越えないかぎり、安定した平和はやってこないと言ってもいいでしょう。

巻末に、このイラストを最初に使った、人権の普遍性へとつながる展開例が紹介されています。

このページでは、それとは別の展開例を紹介します。

用意するもの：

展開例：

「イラストを見せ、人権上の問題点をしばらく考えて、話しあってもらい、発表。」

「世界人権宣言の30条の条文と、照らし合わせてみる。」

この段階を終えてから、次のように進めることができるでしょう。

・「正しい戦争」というものの姿について、具体的に考えてみる。ここで重要なのは、先に結論を決めてしまっていて、後から理屈をつけるのではよくないという点である。武力行使を肯定するのも否定するのも、深く考える前に決めつけてしまうようでは、現実問題を解決することにはつながらない。

「正しい戦争」というものが、あるという立場と、ないという立場の両方が出てきて、そこから話し合いを進めていくことが望ましい。ファシリテーターは、自分の考えを見せず、片方に肩入れをしている雰囲気を出さないように気をつけてほしい。

(ア)「政治家にとって、正しい戦争というものがあるとしたら、それはどのようなものでしょうか。正しいと言える条件を、できるだけたくさん書きましょう。」

(イ)「乳幼児にとって、正しい戦争というものがあるとしたら、それはどのようなものでしょうか。正しいと言える条件を、できるだけたくさん書きましょう。」

このふたつの問いをもとに、意見を交換してもらおう。挙げられた意見を黒板に書き出すと、わかりやすくなる。

話し合いの過程では、「人の考えを、理解する姿勢」を参加者が保つように気配りをする。相手を頭から否定する姿勢（すなわち、自己肯定で凝り固まっているナルシズム）では、どのような小さな問題も、解決はできない。

・武力行使は、開始や継続について考えることは簡単だが、終わらせ方について事前から検討されることは少ない。歴史的にも、成り行きまかせで始めて、ずるずると継続していった戦争は珍しくない。そして、19世紀以前には、弱者の消滅という形で集結する場合も多かった。

イラストのように、復讐を肯定するならば、復讐はしてもされることはないという状態を作るためには、一方を完全に滅ぼしひとりも残さない、というのが、ひとつの終わらせ方である。つまり、乳幼児まで殺し尽くすホロコースト状態である。そうしないと、生き残ったものからの復讐が予想されるからである。したがって、ここで考えられる選択肢は、「大量無差別殺人を肯定する」「ひとりも残さないような殺戮ではなく、別の終わらせ方を考える」「武力による復讐は放棄して、別の解決方法を考える」の三通りである。

現代の国際社会で、相手を完全に殺し尽くすという選択をする政府が出てくる可能性は低い。したがって、参加者に、以下の条件で解決策を考え、話しあってもらおう。

「あなたが、今は戦争をしていて戦況が五分五分で膠着状態の、ある国の大臣だと想像してください。相手を殺し尽くすのではなく、同時に、将来復讐を受けなくて済む、という解決の方法を考えてください。」

まず最初は個々で考えてもらい、その後に、グループを作って、そのグループが国の内閣だとして、ひとつの解決策を考えてもらう。ある程度時間をとり、方向がまとまったところで、各グループ（つまり、各国）の提案または停戦案として、発表。黒板に書くか、大きな紙に書いてもらって貼り出す。

・発表の後、各国に、「どの停戦案なら、受け入れられるか」という観点で、他国の案に投票してもらおう。どのような案が受け入れられて、どのようなものは受け入れられないかを、明らかにする。

受け入れられない案は、停戦に結びつかず、また長期的に安定した状況にならないので、本当に解決できる内容からは遠いもの、と考えられる。

終わらせ方を考えるというのは、たいへん難しい課題である。なかなか案が出てこないかもしれない。いったん始めてしまった戦争の終わらせ方の難しさを感じたならば、それで十分ともいえる。また、そのような場合、「終わりを考えずに始めるなんて、無責任な内閣ですね！」などとプレッシャーをかけることもできるだろう。

<イラスト4 ワークシート>

1)

(ア)「政治家にとって、正しい戦争というものがあるとしたら、それはどのようなもの
でしょうか。正しいと言える条件を、できるだけたくさん書きましょう。」

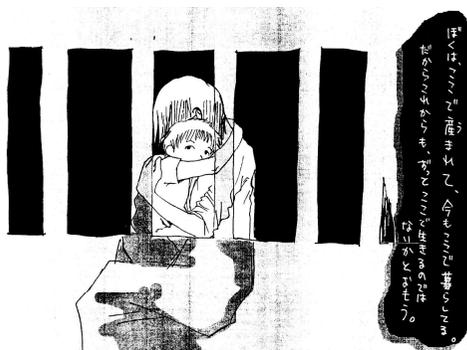
(イ)「乳幼児にとって、正しい戦争というものがあるとしたら、それはどのようなもの
でしょうか。正しいと言える条件を、できるだけたくさん書きましょう。」

2)「あなたが、今は戦争をしていて戦況が五分五分で膠着状態の、ある国の大臣だ
と想像してください。相手を殺し尽くすのでなく、同時に、将来復讐を受けなくて済
む、という解決（停戦・終戦）の方法を考えて、書いてください。」

<イラスト5 子どもの育つ環境>

(book 1 ページ)

子どもは、育つ環境を自分で選ぶことはできません。ですから、大人には、どの子どもにも、安心できる環境を用意する責任があると考えられます。



<世界人権宣言の条文から 例>

12条 名誉や信用を傷つけたり、生活のじゃまをされないよう、法律が守ります。

25条 (2)母と子どもは、特に大切に守るべきです。

26条 (1)だれでも義務教育を受けることができます。

子どもが育つ環境について、世界人権宣言にはそれほど詳しくは書かれていません。それを専門にあつかったものが、「子どもの権利条約」です。

飢餓など、誰でもよくないと思えることもあります。子どもにとって良いのか悪いのか意見が割れるものもあります。たとえば、教育内容などは、人によってかなり意見が異なるものです。

<問いかけの、例>

(1)「子どもの権利条約」を読んでみましょう。読み終わったら、感想を話しあってみましょう。焦点を絞るならば、例えば「なぜこのような条項があるのか、わからなかったものを挙げてみる」などがやりやすいでしょう。

(2)典型的な「間違った教育」として次のようなことが挙げられますが、その具体的な例としてどのようなものがありますか。

ア)子どもが、生きる意欲を失ってしまう教育内容の例

イ)外国人を嫌悪したり、他宗教徒を否定したりするようになってしまう教育の例

展開例

ねらい：

このイラストからは、「子どもの環境（権利）」や、「罪のない囚人」などへ展開できます。以下は、子どもの育つ環境に関する例です。

用意するもの：

展開例：

「イラストを見せ、人権上の問題点をしばらく考えて、話しあってもらい、発表。」

「世界人権宣言の30条の条文と、照らし合わせてみる。」

この段階を終えてから、次のように進めることができるでしょう。

以下の（ ）の中に、数字を入れてみましょう。

世界の人口は約65億人で、そのうち未成年者は、およそ人です。その中で、

食べものが不足しているのは、（ ）人です。

きれいな水が手に入らないのは、（ ）人です。

紛争や戦争で危険なところに暮らしているのは、（ ）人です。

家がない（住むところがない）のは、（ ）人です。

学校に通えず、文字や計算を覚えられないまま育つのは、（ ）人です。

あなた自身は、

食べものが無くて、困っていますか？ （ はい / いいえ ）

不衛生な水しかなくて、困っていますか？ （ はい / いいえ ）

家のまわりに地雷があるなど、危険な環境ですか？ （ はい / いいえ ）

帰る家があり、屋根がついていますか？ （ はい / いいえ ）

小学校に通いましたか？ （ はい / いいえ ）

良くない環境で育つと、生きる意欲を失ってしまうことがあるといわれています。子どもが生きる意欲を無くしてしまう環境として、どのようなものが考えられますか。個条書きにしてください。

<イラスト5 ワークシート>

1) 以下の () の中に、数字を入れてみましょう。

世界の人口は約65億人で、そのうち未成年者は、およそ人です。その中で、食べものが不足しているのは、() 人です。

きれいな水が手に入らないのは、() 人です。

紛争や戦争で危険なところに暮らしているのは、() 人です。

家がない(住むところがない)のは、() 人です。

学校に通えず、文字や計算を覚えられないまま育つのは、() 人です。

2) どちらかに○をつけましょう。

あなた自身は、

食べものがなくて、困っていますか? (はい / いいえ)

不衛生な水しかなくて、困っていますか? (はい / いいえ)

家のまわりに地雷があるなど、危険な環境ですか? (はい / いいえ)

帰る家があり、屋根がついていますか? (はい / いいえ)

小学校に通いましたか? (はい / いいえ)

3) 良くない環境で育つと、生きる意欲を失ってしまうことがあるといわれています。

子どもが生きる意欲を無くしてしまう環境として、どのようなものが考えられますか。

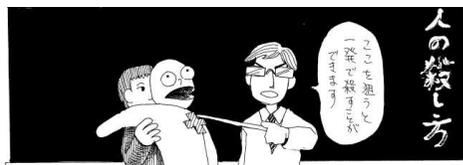
個条書きにしてください。

<イラスト6 子ども兵士・教育>

(book 1 ページ)

世界各地に、「子ども兵士」が存在します。
しばしば、誘拐されていやおうなしに兵士になります。

子ども兵士が受ける“教育”の内容は、紛争のない地域の人たちが“教育”という言葉から連想するものとは、かけはなれています。



<世界人権宣言の条文から 例>

教育の内容として、「人の殺し方」というのは、ふさわしいでしょうか？
ふさわしいなら、世界中にそれを広めることが、大人の責任となるはずですが。

- 26条 (1)だれでも義務教育を受けることができます。
(2)教育は、みんなが仲良くなるためのものです。
(3)親には、どんな教育を子どもに受けさせるか、決めることができます。

多くの子どもが、誘拐され、脅されて、しかたなく兵士になっています。もちろん家族とは離ればなれであり、待遇もひどいといわれています。

3条 だれもが、自由に安心して暮らせるようにしましょう。

4条 ドレイのようなことがあってはいけません。

20条 (2)参加するのもしないのも、自分で決められます。

<問いかけの、例>

- (1)子ども兵士の教育は、どういう事柄が教えられていると考えられるでしょうか。
推測してみましょう。
- (2)子ども兵士は、一般にひどい待遇におかれているといわれています。
どのようなめにあっていと想像しますか。

展開例

ねらい：

このイラストからは、「子ども兵士」「兵士と倫理」という方向や、「(学校)教育」という方向へ展開していくことができるでしょう。ここでは、その両方に少しずつ触れる例を紹介します。

その後、「死(殺人)」そのものをテーマにした例も紹介します。

ふたつの例を続けておこなっても、別々に扱うことも可能です。

「子ども兵士」「(学校)教育」の両方に少しずつ触れる例

用意するもの：

展開例：

「イラストを見せ、人権上の問題点をしばらく考えて、話しあってもらい、発表。」

「世界人権宣言の30条の条文と、照らし合わせてみる。」

この段階を終えてから、次のように進めることができます。

1) 「子どもを兵士として使うことは国際法で禁止されていますが、実際には世界各地で存在しています。世界中で、未成年の兵士が何万人くらいいると思いますか。」

2) 「あなたの国の学校教育では、『良い殺人と悪い殺人がある』と教えていますか。」

3) 「人の殺し方は、ふつうの学校教育では教えていません。その他に、子ども兵士への教育にはどのような違いがありそうですか。推測して書きましょう。」

4) あなたが校長先生として新しく学校を作るとします。学校の方針について検討中です。

(ア)上の3番で挙げられたことの中に、あなたの学校の方針にも含めたい項目はありますか。あるとしたら、どれですか。書いてください。

(イ)あなたの学校の方針として、教育の重点項目を3つ定めるとしたら、どういうものにしますか。あなたの3項目を、書いてください。

「死（殺人）」そのものをテーマにした例

用意するもの：

展開例：

ワークシートAをやっていない場合は、以下の段階から始めます。

「イラストを見せ、人権上の問題点をしばらく考えて、話しあってもらい、発表。」

「世界人権宣言の30条の条文と、照らし合わせてみる。」

この段階を終えてから、次のように進めることができるでしょう。

ワークシートAの続きとしてやる場合は、この下から始まることになります。

参加者をふたつにわける。一方には、カード(a)を、もう一方にはカード(b)を配る。最初はしゃべらずに、個人の考えをカードに書く。

カード(a)の質問

「日本のテレビで、『なぜ、人を殺してはいけないか』という問いについて、議論が続いたことがありました。

あなたは、『なぜ、人を殺してはいけないか』と問われたら、どう返事をするかを、書いてください。」

カード(b)の質問

「日本のテレビで、『なぜ、人を殺してはいけないか』という問いについて、議論が続いたことがありました。『なぜ、人を殺してはいけないか』という問いは、『なぜ、あなたは人に殺されてはいけないか』という問いと、内容は同じです。

それでは、あなたが『なぜ、あなたを殺してはいけないか』と問われたら、どう返事をするかを、書いてください。」

ある程度時間をおいてから、カードを元に、話し合いの時間にする。

話し合いのグループは、すぐにカード(a)と(b)をひとりずつ組ませることも、(a)同士、(b)同士のグループで話しあわせることもできる。

たとえば、4人前後で、同じカードのグループを作って、その中でグループの同意が得られる意見を個条書きにしてもらおう。これは、大きめの紙にサインペンで大きく書いてもらって貼れるようにするといいだろう。

そこまで済んだら、二種類のカードの質問を、発表する。紙で張り出すか、黒板に書く。

ここからは、なぜカードによって出てくる返事に違いが出たのかという点に焦点をあて

することもできる。そうではなく、全部の意見を見て、感想を自由に述べあうというものでもいい。

次のワークシートBは、教員・ファシリテーターが自由に使えるように、問いかけは入られてありません。各自の目的にあわせて利用してください。

問いかけの例を挙げると、

- ・あなたの国で、軍事費はGDPの何%ですか。
- ・あなたの国の軍隊は、国外に行っていますか。どこに行っていますか。
- ・あなたの国の歴史で、大勢を殺した人で、英雄とされる有名な人はいますか。それは誰で、どのくらいの数の人々を殺しましたか。
- ・あなたは、あなたの生きる21世紀の人物が大勢を殺した場合、英雄として誉め称えますか。

「以下のせりふは、チャップリンの映画「殺人狂時代」からとったものです。

『大量殺人は世界が奨励しているのです。大量殺人のために兵器を大量生産して、罪のない女子どもを実に科学的に殺しています。・・・・・・ 一人を殺せば犯罪者だが、百万人なら英雄です。数が殺人を神聖化するのです』

<カード(a)>

「日本のテレビで、『なぜ、人を殺してはいけないか』という問いについて、議論が続いたことがありました。

あなたが、『なぜ、人を殺してはいけないか』と問われたら、どう返事をするかを、書いてください。」

<カード(b)>

「日本のテレビで、『なぜ、人を殺してはいけないか』という問いについて、議論が続いたことがありました。『なぜ、人を殺してはいけないか』という問いは、『なぜ、あなたは人に殺されてはいけないか』という問いと、内容は同じです。

それでは、あなたが『なぜ、あなたを殺してはいけないか』と問われたら、どう返事をするかを、書いてください。」

<イラスト6 ワークシートB>

「以下のせりふは、チャップリンの映画「殺人狂時代」からとったものです。
『大量殺人は世界が奨励しているのです。大量殺人のために兵器を大量生産して、罪
のない女子どもを実に科学的に殺しています。 一人を殺せば犯罪者
だが、百万人なら英雄です。数が殺人を神聖化するのです』

<イラスト7 武器輸出>

(book 1 ページ)

武器の生産や輸出は、巨大な利益が出ます。また、みずからを守るためには必要であると考へて、大量に購入をする国も少なくありません。一方で、武器の量が増えることは、危険が大きくなることでもあります。ましてや、使い始めたら・・・



<世界人権宣言の条文から 例>

3条 だれもが、自由に安心して暮らせるようにしましょう。

5条 暴力でいうことをきかせようというのは、まちがっています。

29条 (1)社会の中では、ひとりひとりに、責任があります。

(2)他の人に迷惑のかからないようにしましょう。

武器類が大量に存在することはもちろん、持っていることをアピールするだけでも、人々の不安感を高めることになります。その結果、相手以上に所有しようという競争になって、結局は軍事費だけが増大していくという例は、歴史上にたくさん見つけることができます。

<問いかけの、例>

(1)あなたの国では、軍事費に国家予算の何%を使っているかを、調べてみましょう。それは、多いと感じますか、それとも少ないと感じますか。

(2)あなたの国の、武器の輸出または輸入の額は、いくらくらいでしょうか。

(3)武器の輸出によって、世界の平和に貢献できる、という意見があります。あなたは、賛成でしょうか、反対でしょうか。また、そう考える理由は何でしょうか。

展開例

ねらい：

このイラストは、単独で使うよりも、他の戦争関係（復讐の連鎖や子ども兵士）のイラストで下地を作ってから、次の段階として利用するのがよいでしょう。

軍事関係についても、死刑の場合と同じように、客観的な知識を得る前から結論を決めてしまうことが多いものですが、それでは永遠に対話は始まりません。現実のデータを知り、共通の土台を持つことがその後の対話を可能にします。それは、ナショナリズムやナルシズムを乗り越える基盤にもなります。

用意するもの：

展開例：

「イラストを見せ、人権上の問題点をしばらく考えて、話しあってもらい、発表。」

「世界人権宣言の30条の条文と、照らし合わせてみる。」

この段階を終えてから、次のように進めることができるでしょう。

- ・調べ学習、または、いくつか選択肢を出して、選ばせる。

以下は、ワークシートAの質問。

ア)「あなたの国では、軍事費は公表されていますか。」

イ)「あなたの国の軍事費は、GDPの何%ですか。あなたはそれを、多いと感じますか、それとも少ないと感じますか。」

ウ)「あなたの国の軍事費は、5年前と比べて、増えていますか、減っていますか、それともほぼ変化がないでしょうか。増減があるなら、それはなぜでしょうか。」

エ)「あなたの国の武器類の輸出額・輸入額は、公表されていますか。公表されているなら、それぞれいくらですか。あなたはそれを、多いと感じますか、それとも少ないと感じますか。」

・ワークシートBの問いは、個々で考えた後に、小さなグループを作って相談させる。話しあう過程で、いろいろな考えに触れ、多様な角度から見る感覚を持てるようにする。ただし、どのような意見であろうと共通なのは、「いつか、結末をつけなくてはならない」ということであり、これは永遠に先延ばしするわけにはいかない。そのような無責任なことはやらないとするなら、では、どのような終わり方にするのかという将来見通しを考える必要がある。未来について考え、話しあう場面にしたい。

ワークシートBの質問。

- ア)「あなたは、隣の国が軍事費を大幅に増やしたら、恐いと感じますか。」
- イ)「あなたの住む国が軍事費を大幅に増やしたら、隣の国は恐いと感じるでしょうか。」
- ウ)「隣国の軍事費が増えて恐さを感じたとき、政府にはどのような手段がありえるでしょうか。考えて、個条書きにしましょう。」
- エ)「どのような状態の時に、お互いが恐いと感じなくて済むでしょうか。考えて書いてください。」

それぞれ、グループごとに発表するといいだろう。

ワークショップのまとめとして、最後のエ)の発表時に、「最も実現できそうな案」「最も長く安定が続きそうな案」などの基準で、参加者に投票してもらおうという方法がある。別の案としては、ふたつずつグループを組ませて、それぞれが軍事力増強の競争をしている隣国同士という設定で妥結点を交渉させて、結果を発表するということもできる。もちろん、交渉決裂もあり得る。その際は、なぜ妥結できなかったかというテーマで発表してもらおう。

<イラスト7 ワークシートA>

インターネットや本で、調べてみましょう。

- ア) 「あなたの国では、軍事費は公表されていますか。」
- イ) 「公表されている場合、あなたの国の軍事費は、GDPの何%ですか。あなたはそれを、多いと感じますか、それとも少ないと感じますか。」
- ウ) 「あなたの国の軍事費は、5年前と比べて、増えていますか、減っていますか、それともほぼ変化がないでしょうか。増減があるなら、それはなぜでしょうか。」
- エ) 「あなたの国の武器類の輸出額・輸入額は、公表されていますか。公表されているなら、それぞれいくらですか。あなたはそれを、多いと感じますか、それとも少ないと感じますか。」

<イラスト7 ワークシートB>

ア)「あなたは、隣の国が軍事費を大幅に増やしたら、怖いと感じますか。」

イ)「あなたの住む国が軍事費を大幅に増やしたら、隣の国は怖いと感じるだろうと思いますか。」

ウ)「隣国の軍事費が増えて恐さを感じたとき、それに対して、政府にはどのような手段がありえるでしょうか。考えて、個条書きにしましょう。」

エ)「どのような状態の時に、お互いが怖いと感じなくて済むでしょうか。考えて書いてください。」

<イラスト8 表現の自由>

(book 1 ページ)

いろいろな意見を出しあって、最も良い結論を
少しずつ作り上げていくと、時には自分の思い
通りにならないこともあります。
だからといって、やっていいことと悪いことの
区別はつけるべきでしょう。



<世界人権宣言の条文から 例>

18条 自分の考え方は、他人に押しつけられるものではありません。

19条 また、もっと深く学んだり意見を交換するのを、じゃましてはいけません。

20条 (1)大勢で集まって話しあうことができます。

(2)参加するのもしないのも、自分で決められます。

このイラストで、A, B, C, D, のどの人が「要注意・・・」と言われていると思ったでしょうか。読み手によって違っているはずですが、つまり、黒服の一団が○○の人物側ならBでしょうし、○○と逆の側ならCやDが要注意人物でしょう。しかし、そもそも意見を考えて口に出すことじたいを押しさえ込もうという場合もあります。そうすると、もう、全員があぶないかもしれません！

<問いかけの、例>

(1)人によって、読み取り方が違うことを確認し、意見の違いの扱いについて考える。

ア) A, B, C, Dの誰に危険がせまっていると思いますか？手を挙げましょう。

イ)監視する側の思惑しだいで、「要注意人物」は変わるものです。以下は、要注意人物として逮捕された例ですが、なぜ逮捕されたのかを考えてみましょう。

a)手持ちのノートパソコンから、ファックスを送った。

b)飲み屋で、友達と「自由に乾杯！」と言ってビールを飲んだ。

c)友達が6人集まって、自分のうちで夕食を一緒に食べた。

(2)「君が言うことには同意できない。しかし、君がそれを言う権利は命がけで守る。」という有名な言葉があります。人権とは、自分に都合悪くても“我慢すること”だいう意見に、賛成ですか、それとも反対ですか？

展開例

ねらい：表現の自由や、考え方の多様性を受け入れる姿勢について学ぶことができるイラストです。

用意するもの：あれば、黒板

展開例：

・このイラストのポイントは、A～Dの4人のうち、誰が要注意人物と呼ばれているのかが見方によって違ってくるということにあります。ですので、ワークシートを配る前に、イラストを見た直後に挙手してもらい、誰が要注意人物とされたと思ったかを調べてみるといいでしょう。例えば、次のような言い方で始めることができます。

「何もしゃべらず、30秒ほどこのイラストを見てください・・・では、ひとつ質問しますので、手を挙げてください。最初にこの場面を見たとき、AからDのなかで、「要注意」といわれたのは、誰だと思いましたか。今、いつ手を挙げるか決めてください。他の人の様子を見て後から変えないでください。2回以上手を挙げて結構です。」

A～Dのうちの誰に何人の手が上がったかを、黒板などに書いていきます。こちらの期待したとおり、意見がバラバラだったら、それぞれの意見の人から意見を述べてもらう。もし、片寄った結果しか出なかったら、教員・ファシリテーターの方から、さまざまな見方ができることを紹介してください。「このイラストで、A、B、C、D、のどの人が「要注意・・・」と言われていると思ったのでしょうか。読み手によって違っているはずです。つまり、

- (1)黒服の一団が〇〇の人物側ならBでしょう。
- (2)〇〇と逆の側ならBが要注意人物でしょう。
- (3)しかし、そもそも意見を考えて口に出すことじたいを押さえ込もうという場合もあります。そうすると、もう、全員があぶないかもしれません！」

・この段階を終えてから、ワークシートを配ります。
ワークシートの(3)までを考えてもらった後、それを発表してもらい、黒板などに書いていきます。その過程で、言論弾圧を受ける人々の心理について考えていきます。

*この部分から、身近な問題、例えば学校なら「いじめ」の問題へと進むこともできるかもしれません。いじめには、周囲の口を封じる、または周囲が自ら口を閉ざしてしまう状況が、しばしば見られます。つらい記憶に触れる場合もあるので、話題転換の必要があれば途中で介入してください。

・(4)は、90年代のインドネシアや、ビルマ(ミャンマー)軍事政権下などで実際にあったことです。これもまた、参加者に考えたことを発表してもらい、黒板などに書いていきます。ここでも、人々の心理について考えていきます。

・次に、世界人権宣言の30条の条文とイラストの場面とを照らし合わせてみる段階へ進みます。参加者たちに30条の条文を読みながら、考えて意見を出してもらいます。第何条が関連しているかをいうときに、理由も述べてもらうことにしておくといいでしよう。以下のような項目はおそらく出るとおもわれます。

18条 自分の考え方は、他人に押しつけられるものではありません。

19条 また、もっと深く学んだり意見を交換するのを、じゃましてはいけません。

20条 (1)大勢で集まって話しあうことができます。

(2)参加するのもしないのも、自分で決められます。

・この後には、例えば、以下のような問いかけが考えられます。

「身の回りに、イラストのような社会になりそうな、またはなっている状況は、ありますか？」

「イラストのような状況にさせないために必要なことは、なんでしょうか？」

「あなたの国の歴史で、監視・管理が厳しかった時代と考えられるのはいつですか？その時代の特徴は、どのようなものが挙げられるでしょうか？また、監視・管理が厳重になっていった理由には、どんなものが推測されますか？」

「監視・管理が厳しくなっていくと、社会はどうなっていくと想像しますか？」

<イラスト8 ワークシート>

4人のうち、Aは肯定的、Bは否定的な意見を持っています。賛成派、反対派がチェックされる場合以外について、考えてみましょう。

(1) Cは、主義主張への賛否は述べていません。Cが監視の対象になるとしたら、どういう理由でしょうか。考えて、書いてください。

(2) Dは、自分自身では賛否に触れていません。Dが監視の対象になるとしたら、どういう理由でしょうか。考えて、書いてください。

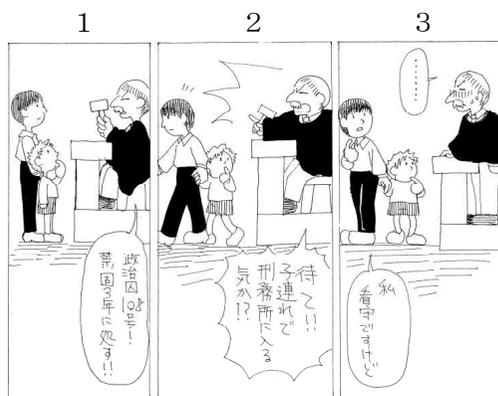
(3) 例えば、Dが、思想的に危険であるとして逮捕され、刑務所に入れられたとします。あなたが友人だったら、どのようなことを考えますか。個条書きで、できるだけたくさん書いてください。

(4) 国によっては、「血のつながりのない者が5人以上集まってはいけない」という法律があります。これは、どういう目的で作られたと思いますか。また、どのような効果を及ぼすと思いますか。想像して、思いつくことを書いてください。

<イラスト9 政治囚>

(book 1 ページ)

このイラストを見て、どういう場面なのだろうか
かと、理解に苦しんだかもしれません。政治囚
は、手を引かれている子どもです。
そんなあり得ないことを、と思われるでしょ
うか？



子どもの囚人は、たとえば3歳児が政治囚になったというチベットのニマ少年のケースがありました。子どもを囚人とするにも問題がありますが、政治囚というものが、3歳児と結びつけられる奇妙な現実にも、驚いてしまいます。

<世界人権宣言の条文から 例>

8条 裁判で法律に守ってもらうことができます。

9条 正しい理由のない逮捕や追放は違法です。

このイラストの場面は、様々な面で正当な裁判とは考えにくいものです。そして、逮捕されたことじたいに、正しい理由がほんとうにあるのでしょうか。

16条 (3) 家庭は、社会に大切に守られるものです。

子どもの権利が侵害されているということができません。教育を受ける権利もあぶないと思われまます。

<問いかけの、例>

(1) 政治囚とは、どういう人だと思えますか。

(2) 3歳児が政治囚にされるのには、どういう場合が考えられますか。

展開例

ねらい：囚人、犯罪者というレッテルを貼られている人たちが、必ずしも悪人ではないということ。

(中学生には「悪いことをしたから囚人なんでしょ？」と素朴に考える例がある)
何を犯罪とするかは、実はあいまいなのだ、という気づきへつな갑니다。
中学校で学ぶ、ガンジーやマンデラ、キング牧師が、犯罪者であったことは、生徒に彼らの行動と当時の社会状況を理解させる上で重要です。

用意するもの：過去の、犯罪者とされた有名人の写真があるとよい。

ガンジー、ネルソン・マンデラ、キング牧師、
ドライ・ラマ14世、アウンサン・スーチー等

(上記はノーベル平和賞受賞者たちでもある)

展開例：

・「イラストを見せ、人権上の問題点をしばらく考えて、話しあってもらい、発表。」

この場合は、最初にワークシートを配布してよいでしょう。

おそらく、多くの参加者にとっては、びっくりするような、または、しばらく状況が理解できないイラストだと思います。多少の混乱があるはずですので、それをむしろ遮らないように注意してください。「なんだこれ？」と疑問を持ち考える時間を作ることがもっとも大切です。

中学生が相手の時は、「囚人になったのは、この子だよな。」と念押しが必要な場合もあるでしょう。その上で、このイラストくらいの(小学校低学年)子どもが刑務所に入る理由としては、どのようなものがあり得るか、想像してもらいます。理由として、本人がしたものと、本人がしたのではないもの(親が野党指導者だった、など)とが出てくることでしょう。いろいろな意見が出たところで、以下のような展開が考えられます。

本人に理由：

子どもに責任が問えるか、もっと責任を負うべきは何か、話し合い

本人以外に理由：

犯罪者の家族は、犯罪者並みに扱っていいのか、どう扱うべきか、
話し合い

(マスコミやネットの問題につなげることも可能)

なお、日本では未成年の囚人はありえませんが、国によってはあり得ることで、ビルマ(ミャンマー)では3歳児が政治囚になって話題になりました。

・「世界人権宣言の30条の条文と、照らし合わせてみる。」

以下の3つは、出てくるものと思われます。

8条 裁判で法律に守ってもらうことができます。

9条 正しい理由のない逮捕や追放は違法です。

16条 (3)家庭は、社会に大切に守られるものです。

・この段階を終えてから、次のように進めることができるでしょう。

イラストに戻ると、この先の展開としては、

(1)「子どもを犯罪者にする法律は正当か」「そのような法律を作れる状況は正当か」
「法律の正しい、正しくないの、基準は何か」というような、法律問題へ

(2)「刑務所内の子どもは、どうなっていくのか」という問題へ

(3)「子どもだけでなく、大人でも本人に罪があるとは思えない場合がある。

例えば、家族などを、警察やメディアから守るにはどうすればいいか」という
日本の社会問題へ

(4)ワークシート(2)を利用して、最初に人名を考えてもらい、そこからグループで
話し合う活動へ

<イラスト9 ワークシート>

せいぜい7～8歳の子どもが、裁判で被告になっています。判決も出されています。「(日本では) ありえない!」と考えるでしょうか。しかし、これが起きている国も、実際にあるのです。

(1) なぜ、日本では、未成年を囚人とはしないのでしょうか。思いつく理由をできるだけたくさん書いてください。

(2) 子どもに限らず、現代日本の常識的感覚では、本人に罪がないと思われるような犯罪者・囚人が、歴史上には大勢見つけることができます。

(a) 思いつく人たちを、挙げていきましょう。

(b) また、それらの人たちは、現代なら本当に無罪なのか、周囲の人と話し合ってみましょう。

3) 人権の授業やワークショップを開くには

1. 絵の使い方

この本は、人権の“いちばん根っこ”にあるものを考えてもらうために、作りました。ですので、ふつうの本として読まれるほかにも、学校の授業や、さまざまな研修、ワークショップなどで、イラストを実際に使った人権の学習に利用しやすくなっています。

使い方は、場や条件にあわせることができます。何回かに分けて学ぶなら、参加者にはbook 1 を配って読み進め、9枚の絵について話し終わってからbook 2 を配ると便利でしょう。1回の授業なら、2～3枚を選び拡大コピーして皆でそれを見ながら話しあうという使い方您也可以。また、特定のテーマの学習にあった1枚の絵だけを取り出して利用することもあるでしょう。

基本的な手順としては、

- (1) 絵を見て、考える
- (2) 考えたことを、意見交換する
- (3) 意見や資料を参考にしながら、人権への理解を深める

このような順序を想定しています。この流れにそった活動の例を次の章で紹介していますので、実際に授業やワークショップをするかたは、参考にしてください。

2. 人権の基本を学習するねらい

学んだことは、それから後の日常生活に良い影響があつてこそ、意味があります。人権に関して、それは「**ダブル・スタンダードを避けるようになるため**」ということができるでしょう。

ダブル・スタンダードという言葉には、いい日本語訳がないのですけれども、「自分の都合によって、何かを“してもいい人”と、“してはいけない人”に分ける考え方」ということができるでしょう。いろいろな例が考えられます。

- ・自分には多く、他人には少なく
- ・自分には良いものを、他人には良くないものを
- ・自分はしなくてよいが、他人はしなくてはならない
- ・自分はするが、他人がすることは許さない
- ・自分は楽に、苦労は他人に

これらはいずれも、自分は価値が高く、他人は低い、というものの見方に向かう考え方

4) 授業・ワークショップ 事例集

絵を使った人権ワークショップについて、経験的に言えることとしては、以下のよう
なことがあります。

- ・絵を使うと、参加者が、それぞれ何かを考えて自分の言葉で言うことができるので、
参加意識を持ちやすい。
- ・視覚材料を使うことで、人権というテーマにもかかわらず、講師がしゃべりまくるの
ではない形にできる。
- ・途中の展開に意外性があること（権利と権利が衝突する、など）、結論が簡潔に集約
されること（人権の普遍性）、などを満たすと、参加者に満足感がある。
- ・絵を全て使うのではなく、その時のテーマ、相手などに合わせて数枚を選んで使うとい
うやり方が予想される。

以下に、過去の例をいくつか紹介します。

<展開例 1>

1. あいさつ

- ・前振りとして、「なぜ、・・・がいなくなるようにするのか」という文を黒板に書く。
説明として、“・・・にはいろいろな言葉が入られます。例えば、「貧しい人」「食料
がない人」「暴力におびえる人」「教育が受けられない人」など。そして、それらをなく
そうとする根拠が、人権という考え方です。”
- ・“今日は、人権という面から見て問題がある例を、絵でいくつか紹介します。それら
を通して、人権の最も重要な点について考えましょう。”

2. 絵の提示

- ・絵を数枚、使う。その日に伝えたいテーマに合わせて、数種類を用意。
- ・“後で話し合いますので、その前にまずは話をしないで、3分間考えてメモしてくだ
さい。テーマは、「人権という観点から、何がどう良くない場面だと思えますか？」で
す。”
- ・部屋のなかで、同じ絵の人同士で集まる。
- ・グループ毎でメモを読み合わせてもらう。

“大勢が同じ意見のことは、黒マーカーで紙に書きましょう。

見方が分かれたり個性的な意見は、赤マーカーで紙に書きましょう。”

- ・グループ毎に、絵を見て考えたことを発表する。
- ・絵の解説を簡潔にする。唯一の答えを教えるような口調にならないよう注意する。

3. 人権の普遍性について

・“人権は、他者を否定するための道具ではない、と考えられます。“このことを理解しないと、自分の権利を主張しながら他人の権利を侵害する行為を犯してしまいます。すなわち、「血を求める人権論」「血に飢えた人権論」です。”

- ・“しかし、これでは、人権という言葉が、わからなくなってしまうです。

「自分の権利を主張すると、争いや人権侵害が起きる」ということですから。

人権とは、人権侵害を起こさないための考え方だったはずではないでしょうか？”

- ・“ひとつ、質問を出しますので、グループ毎で考えてください。”

ここで、黒板に次の文を書く。

“質問：「・・・・・・・・、争いや人権侵害が起きない」の、・・・・・・・・に入る言葉を考えましょう。”（5分間）

- ・グループ毎に、発表してもらおう。

- ・（終わったら）“正解と言うより、ひとつの提案です。”と言って、次の文を示す。

「相手（他人）の権利を主張すると、争いや人権侵害が起きない」

・“これが、普遍的人権という、現代の人権論の要点です。自他を区別しないということです。日本で世界人権宣言と呼ばれているものは、元の英語はUniversal Declaration of Human Rights で、Universal は、普遍的という意味です。”

（ここで、世界人権宣言30条を配ってもよいでしょう）

4. まとめ

・ここで、ワークショップの参加者やその場の状況によって、さらにひとつの課題を出すこともできる。もちろん、発表まで含めると、ここまでの段階で頭脳を酷使しているので、やりすぎになるかもしれない。その場で発表を求めない場合は、“それぞれが、自分のまわりの事を思い出して考えてくださることを、今日の宿題ということにしましょう。”などと言って、最後に、ふり返り用紙を配り、考えたこと・感じたこと・意見などを書いてもらって、終わる。

<展開例 2>

ワークショップの例（世界人権宣言とアムネスティをテーマに）

1. 国際NGOについて

国際的な活動をしているNGOがたくさんあるが、それらは、おおまかに、・緊急援助
・長期開発 ・環境整備 の三種類があると考えられる。そして、アムネスティは、3
番目に入る。（言論Advocacy のNGO）

援助や開発など、世の中を改善していく動きが、進めにくい状況がある。環境を整える
の必要があり、そのために、人権という考え方が大切となる。では、なぜ、人権がその
ような役割を果たすか？

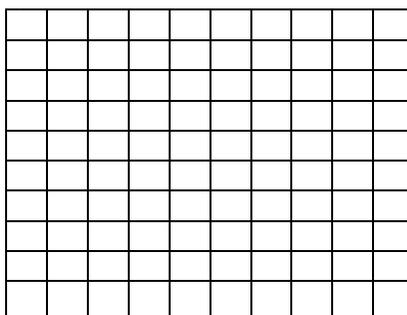
2. 本「世界がもし100人の村だったら」を使って

「財産：豊かな6人、普通74人、貧しい20人」 のページを使う。

生徒に、上記の比率で分かれて教室の3方に立ってもらおう。

碁盤目状に100マスの線を引いた紙に100個のキャンディを置いて、中央に出す。

10×10の升目を引いた紙に、
小さなお菓子またはコインを
100個置いておく。



黒板に、取り分の%予想を書けるように表を書いておく。

自分たちの取り分を、予想してもらおう。手を挙げてもらい、数を黒板に書いていく。

まず、豊かなグループのひとりに、そっと数を伝え、取ってきてもらう。

普通、貧しい、の人も同様に。

キャンディがグループの手に渡ったところで、今、感じたこと、考えていることを、心
の中で言葉にしてみよう、と指示。

少したったら、今、他のグループが、どんな目で自分を見ているか、想像してみよう、
と指示。

数分たったところで、何人かに聞いてみる。

そこで、問いかける。「今の状態で、ずっと争いにならずに済むだろうか？」

ここで、少し話をする。

・・・争いのない世界を作っていくために、国連が作られた。どうやって、それを作っていくかという理論的な柱として、人権の普遍性というものを据えた。つまり、ひとりひとりに、基本的な権利を共通に保証しよう、というものである。

人権とは、全ての人に、一定の保証・権利が共通のものとしてあるものとする、という考え方である。そして、「人権が真に普遍化しなければ、争いが起きる」これが、国連創立時の考え方であり、世界人権宣言の考えである。

アムネスティは、この、地球全体の共通ルールとしての世界人権宣言を遵守するように呼びかける活動をおこなっている。

最初に、・緊急援助 ・長期開発 ・環境整備 の三種類を挙げたが、なぜ、援助をするか、なぜ、開発に関わるのか、という根拠が、まさにこの「人権は共通のものとする」という考え方である。援助・開発は、貧しい者に与えるというのではなく、共に生きる者同士として、また長期的な平和を目指す意志として、行われており、それらをおこなう理論的根拠が人権である。

3. 人権の一般論：絵と、世界人権宣言の30条を使って

「イラスト・人権」の絵（例えば、No.1 や No.9など、相手や目的に応じて選び、用意しておく）を見せる。

人数が多いときには、グループを分けて、それぞれ別の絵で考えてもらい、後で発表する形にすることもできるだろう。

時間がなければ、絵を見せてしばらく考えてもらうだけになるが、余裕があれば以下のような進め方ができる。

(1) まず個人で、人権という観点から何がいけないかを考えてメモしてもらう。

(2) 続いて、3～4人グループになって、書いたメモを話しあう。

出てきた意見をまとめる。

共通のポイントに、○ ユニークなポイントに、！ をつける。

それを、○と！を分けて黒板に書いてもらう。または、発表してもらう。

(3) 世界人権宣言30条を見る。（「イラスト・人権」のbook 1 に掲載されている。全員が持っていなければ、コピーして配布。）

絵の場面が、どの条項に抵触しているか、話しあってもらう。

(4) グループごとの結果を聞いて、書いていく。

ここでも、少し話をする。

1の絵を使った場合。

・・・ここでは、不特定の相手への復讐が拡大していくという、何千年も繰り返されてきた事柄が表現されている。このような争いを食い止める手段は、何か。そこで考えられたのが、「相手にも、自分と同じ権利を認める」という共通ルールを徹底することである。(たとえば、自分の復讐を認めることは、相手の復讐も認めることになるなど、抑止力になる) この共通ルール、つまり人権の普遍性を社会が等しく守ることで、自分を守り、他者をも守ることになる。